

【障害のある人】

基本方針

〈現状〉

- 平成 18 年(2006 年)に国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、日本は平成 26 年(2014 年)にこれを批准しました。
- 国においては「障害者権利条約」批准に向けた国内法の整備として、平成 23 年(2011 年)に「障害者基本法」が大幅に改正され、「共生する社会」の実現という理念が掲げられました。障害者の定義についても、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の心身の機能に障害があり、障害や社会の中にある障壁によって制限を受ける状態にある人を行い、その障害は一樣ではありません。社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする社会モデル※への転換が図られており、共生社会の実現は社会全体の課題です。

※社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などを指す。

※社会モデル

障害者の権利条約や、これを受けた改正障害者基本法において採用されている考え方で、障害の定義の基礎を、心身の機能に障害があること自体に置くのではなく、障害があるためにあたり前の生活ができなくなる社会の在り方が問題であるとする考え方。障害がある人の生活の障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものを「社会的障壁」と呼び、これをなくしていくことが求められている。

- 平成 23 年(2011 年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成 24 年(2012 年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法、障害者自立支援法の改正法)」、平成 28 年(2016 年)の「障害者差別解消法」や、同年の「改正障害者雇用促進法」など、共生社会の実現に向けた障害者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進められてきました。
- 令和 4 年(2022 年)には、障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等を目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。また、令和 6 年(2024 年)からは、「障害者差別解消法」の改正により、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことが努力義務から義務へ強化されました。
- 日本では、昭和 23 年(1948 年)に制定された「旧優生保護法※」により、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成 8 年(1996 年)に優生手術に関する規定が削除されるまでの間、多くの方が生殖を不能にする手術を受けることを強いられてきました。このことについて、令和 6 年(2024 年) 7 月 3 日、最高裁判所において、国の損害賠償責任を認める判決が言い渡されました。

た。優生手術は人の尊厳を踏みにじる人権侵害であり、手術を強制された人たちは現在もなお心身に多大な苦痛を受けています。このような人権侵害が二度と起こらないよう、被害者の尊厳が回復され、誰もが等しくかけがえのない個人として互いに尊重し合うことができる社会の実現が求められています。

※旧優生保護法

昭和 23 年（1948 年）に制定され、平成 8 年（1996 年）に母体保護法へと改正されるまで施行されていた法律。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」（第 1 条）ことを目的として、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人等に対し、本人の同意がない中絶手術や不妊手術の実施を認めていた。令和 6 年（2024 年）7 月 3 日、最高裁において「子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して合理的な根拠のない差別的取扱いをするもので、明らかに憲法 13 条、14 条 1 項に反して違憲である」と判決が下された。国は令和 7 年（2025 年）1 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」を施行し、被害者本人らに対する補償を行う。

- 本市においては、平成 29 年（2017 年）に作成した「姫路市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」、「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン」を令和 6 年度（2024 年度）に改定し、市職員が障害者差別の解消に向けた適切な行動をとるとともに、障害に応じた必要な合理的配慮を提供することができるよう取り組んでいます。また、「手話※は言語である」という認識に基づき、手話の理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境づくりを進めるため、「姫路市手話言語条例」を制定し、平成 29 年（2017 年）から施行しています。基本理念や市の責務、市民の役割、事業者の役割などを定めるとともに、特に民間での取組を促進するための事業者への支援を位置付けています。

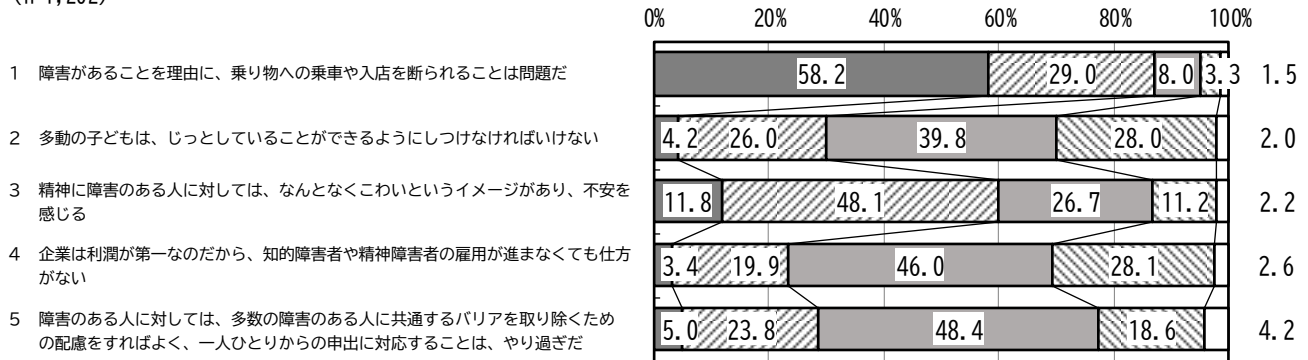
※手話

手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語。日本語や英語などの音声言語と同様に、独自の文法を持つ独立した言語であり、主に生まれつき聴覚障害のある人を中心に使用されている。日本で主に使われている手話を日本手話と呼び、日本語を手指動作等を用いて表現する日本語対应手話とは区別されている。

- 平成 31 年（2019 年）4 月に開館した姫路市総合福祉会館は、本市の地域福祉の中核的拠点として、福祉の様々な窓口を集約しています。また、障害者等様々な立場の人の利用に配慮したバリアフリー設計となっています。障害者が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で相談できるよう「地域相談窓口（ひめりんく）」の整備や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する「基幹相談支援センター」を整備するなど機能の充実を図っています。
- 市民意識調査結果をみると、精神障害者に対する偏見など、障害者に対する差別意識が払拭されていない状況がみられます。

障害のある人の人権について

(n=1,202)



そう思う

 どちらかといえばそう思う

 あまりそう思わない

 そう思わない

 無回答

出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

〈課題〉

- 障害のある人の人権に関する法整備について、市民・事業者の理解が十分ではない状況があります。中でも差別の解消や合理的配慮の提供について、広く市民・事業者に向けた啓発や民間の取組が促進されるような働きかけが求められます。
- 障害の有無にかかわらず相互に尊重し合う共生社会の実現に向け、関心と理解を深めるための取組の充実が必要です。

〈教育及び啓発の方針〉

障害者権利条約の実現に向け、「障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会(共生社会)づくり」を目指すとともに、差別の解消と障害者の社会参加の促進に取り組みます。

市民意識調査において障害のある人の人権問題に関心がある人は多いものの、「障害者差別解消法」の内容を知っている人の割合が低いままです。このことは、障害のある人の人権問題は一般的にイメージしやすいが、自分ごととして考える人は多くない現状が表れているといえます。障害のある人の人権問題を自分ごととして捉え差別の解消につなげていけるよう、法律の継続的な広報等により周知を図ります。

〈事業の柱〉

- ①相談支援
- ②生活支援
- ③教育・保育の充実
- ④就労・社会参加の支援
- ⑤環境の整備
- ⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進
- ⑦施策への意見の反映

実施計画

〈事業の柱〉

- ①相談支援
- ②生活支援
- ③教育・保育の充実
- ④就労・社会参加の支援
- ⑤環境の整備
- ⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進
- ⑦施策への意見の反映

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①相談支援		
福祉情報センタ ー機能の拡充	㊦高齢者、障害者、子どもその他の福祉の支援を必要とされる 方への相談窓口を集約し、分野横断的な相談支援を実施 し、多機関連携を図る。 ㊦福祉の情報の収集及び発信を行う。 ㊦障害者の交流の場を提供する。 ㊦福祉ボランティアへ活動の場を提供する。	総合福祉会館 地域福祉課
②生活支援		
障害福祉サービ ス等の充実	「障害者総合支援法」等による障害福祉サービスの充実や 施設の整備を計画的に進める。	障害福祉課
補装具、日常生 活用具の給付	補装具、日常生活用具等の助成制度などの周知を図り、適 切な給付を行う。	障害福祉課
各種手当等の支 給	姫路市障害者福祉金や各種手当等の支給により障害者の 経済的負担の軽減を図る。	障害福祉課
③教育・保育の充実		
総合福祉通園セ ンターの機能の 充実	㊦相談支援体制を充実させるため、発達医療センター花北 診療所を中核とした発達障害に関する専門機能を強化 し、関係機関と連携しながら障害児療育体制システムの 構築に引き続き取り組む。 ㊦多職種連携により保育所・幼稚園・学校への訪問助言の 実施や発達障害の早期発見、支援計画の早期策定に努 め、療育支援の一層の充実を図る。 ㊦成人施設について、生活介護、自立訓練、就労移行支援 等各種サービスの提供により、障害者が充実した社会生 活を送れるよう、多様な日中活動の場の提供や一般就労	総合福祉通園センター

	へつなぐために必要な支援を行っていく。	
事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
学校園における 支援の充実	㊦姫路市教育支援委員会を開催し、幼児・児童・生徒の適切な学びの場について審議する。 ㊧個別の教育的ニーズに応じたより良い学びの場や支援の内容について、教育相談や訪問相談、地域支援等を実施し、保護者及び学校園への助言・支援を行う。また、学校園に特別支援教育支援員を配置し、個々の実態に応じた学習支援や生活介助を行う。 ㊨書写養護学校に関しては、医療的ケアシステムの充実により、安全で安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、自然体験活動等による自立訓練の実施を通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。	育成支援課
④就労・社会参加の支援		
多様な外出支援 の推進	障害者バス等優待乗車助成制度等、各種交通助成事業の実施や情報提供により、障害者の外出の支援を推進する。	障害福祉課
一般就労に向けた支援	福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、それぞれの障害・状態に応じたサービスを提供する。また、関係機関との連携を図り、一般就労した障害者が安心して働き続けられるよう、支援の充実に努める。	障害福祉課
生産活動品の振興	障害者が生産した物品を自らの手で市民に対し販売する場を提供し、市民に障害福祉への理解を深めてもらうとともに、障害者の社会参加を促す。	障害福祉課
交流事業の開催	「障害者ジョイフルスポーツフェア」を開催し、スポーツを通じて障害者の健康増進や社会参加を促進し、交流を深める。	障害福祉課
⑤環境の整備		
交流教育推進事業	学校生活において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが相互理解を深め、共に豊かな人間性を育むために、望ましい体験をさせる機会の充実に努める。	育成支援課
福祉のまちづくり の推進	障害者が安心して快適な生活ができるように配慮した、公益的施設、共同住宅等の建築にあたり、県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化整備の指導、助言を行う。	建築指導課
交通バリアフリー化の推進	旅客施設や駅前広場、周辺道路、車両などの重点的・一体的なバリアフリー化を推進する。	都市計画課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
障害福祉施策の 情報提供の充実	⑦ホームページによる情報提供 障害福祉課のホームページにより、障害福祉施策の情報提供を行う。 ⑧障害に配慮した情報提供 ・「ひめじ車いすガイドマップ」を作成し、車椅子トイレの設置場所等、障害者が外出するために必要な情報を提供する。 ・「声の広報ひめじ」の録音テープ貸与やCD配布、YouTube配信のほか、「点字広報ひめじ」を配布する。また、読み上げ機能のある多言語ユニバーサル情報配信ツールでの配信を行う。 ・市政広報番組「まるごとひめじ」、「ウィークリーひめじ」を字幕付で提供する。 ・「声の議会報ひめじ」の録音CD配布や「点字議会報ひめじ」を配布する。 ・市議会本会議に手話通訳者を配置する。 ・市議会本会議場傍聴席に聴覚障害者の聞き取りを補助するためにヒアリンググループを設置するとともに、専用の受信機の貸し出しも行っている。 ・手話通訳者2名を市役所本庁舎1階に設置し、来庁時の援助を行う。	議会事務局調査課・議事課 広報課 障害福祉課
住宅改造費助成 の活用	身体状況に応じた住宅改造にかかる費用を助成することで、障害者が住み慣れた住宅で生活を続けられるよう支援する。	障害福祉課
⑥合理的配慮の提供啓発など権利擁護と差別解消の促進		
成年後見制度の 普及	リーフレット等の作成や配布・情報提供により制度の理解普及に努めるとともに、相談窓口の充実を図る。審判開始請求が期待できない場合は、市長申立ての実施など利用の支援を継続して行う。	地域福祉課 (成年後見支援センター)
障害者差別解消 への理解を深め るための普及啓 発	令和6年(2024年)4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、行政機関等(国の行政機関、地方公共団体など)と同様に、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務となった。「障害者差別解消法」の制度や趣旨などについて、市民等に広く周知、啓発を図り、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を推進し、情報交換、相談等のための体制づくりに努める。	障害福祉課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
啓発事業の開催	㊦「障害者週間事業」等を開催し、障害に対する市民の理解の促進を図るため、啓発活動を積極的に推進する。 ㊧「ルネス花北公開セミナー」(講演会等)を開催し、広く市民に障害児・障害者が抱える問題について理解を深め、障害者支援に関する最新のテーマで学習する機会を提供する。 ㊨「こころの健康フォーラム」講演会の継続、また出前講座や支援者研修会などを通して、障害への理解や関係機関との連携を図り、地域での生活支援の体制を整える。	障害福祉課 総合福祉通園センター 保健所健康課
⑦施策への意見の反映		
障害者福祉計画の着実な推進	3年ごとに「姫路市障害福祉推進計画」の見直しを行う。見直しにあたっては、「姫路市障害者等実態意向調査」等を通して的確なニーズの把握に努め、計画への反映を図っていく。また、諸施策の進捗状況を適切に管理し、障害者福祉の充実に努める。	障害福祉課



計画の進捗評価指標

(4) 障害のある人

〈事業名〉 指標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈障害者差別解消への理解を深めるための普及啓発〉 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の認知度」	38.5% (令和 3 年度)	50%	姫路市が取り組む各種事業を推進することによって、障害者差別解消法の認知度の向上を図る。
〈啓発事業の開催〉 市政出前講座・研修会等の開催数及び参加者数	37 回 2,928 人 (令和 5 年度)	48 回 3,300 人	市政出前講座・研修会等の開催数及び参加者数を増やすことにより、障害者への理解を深める。
〈成年後見制度の普及〉 権利擁護フォーラムの参加者数	50 人 (令和 5 年度)	260 人	権利擁護フォーラムの参加者数を増やすことにより、認知症の人への成年後見制度の理解促進と制度普及を図る。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の認知度」の指標を 1.3 倍にする。	「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」の「人権に関する法律等の知識」について、以下の事業等を推進することによって、障害者差別解消法の周知を図り、認知度を上げる。 ・ 姫路市ホームページによる周知(パンフレット、合理的配慮事例集) ・ 「市政出前講座」を活用し、障害者差別解消法を周知	障害福祉課
	・ 総合福祉通園センターが実施する啓発事業公開セミナーにおいて、障害者差別解消法認知度を高めるようなテーマの講演を開催する。 ・ 各種啓発事業(公開セミナー、地域交流事業、各種講座、成人施設行事等)において、アンケートを実施し、障害者差別解消法の周知を図る。	総合福祉通園センター
こころの健康フォーラムの再開、こころのサポーター及びゲートキーパー研修の実施により、400 名/年の市民が障害について理解する機会を提供する。	新型コロナウイルス感染症の影響で中止しているこころの健康フォーラムの再開、こころのサポーター等の研修を開催し、目標値達成を目指す。	保健所健康課
成年後見制度に関する相談件数を 2,000 件以上にする。	令和 5 年度の相談件数は約 1,500 件であった。令和 11 年度には、実際に相談行動に移す人の件数を 2,000 件以上にする。	地域福祉課